

複合型サービスのイメージ

登録利用者への複合型サービスの提供



がん末期等の看取り期・病状不安定期における在宅生活の継続支援



退院直後の在宅生活へのスムーズな移行支援

- ・協力医療機関
- ・協力歯科医療機関
- ・バックアップ施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等)



通い泊まり

家族に対するレスパイトケア、相談対応による不安軽減

訪問看護
訪問介護

訪問看護
登録申込

地域との連携

複合型サービス事業所

医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援

○登録定員:25名以下 (通い定員15名以下・宿泊定員9名以下)

○(指定訪問看護事業所の指定を併せて受けている場合) 登録利用者以外の地域住民に対しても訪問看護を提供

○主な人員:常勤保健師又は看護師1以上、常勤換算2.5以上の看護職員、専従の介護支援専門員、その他職員

入院・休日
夜間の対応

密接な連携
訪問看護指示

運営推進会議
等による連携

・主治医



・地域住民の代表者
・市町村又は地域包括支援センターの職員等

○ 主治医と事業所の密接な連携のもとで、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
※ 医療ニーズへの対応が必要で小規模多機能型居宅介護事業所では登録に至らなかった利用者が、複合型サービス事業所では登録できる。

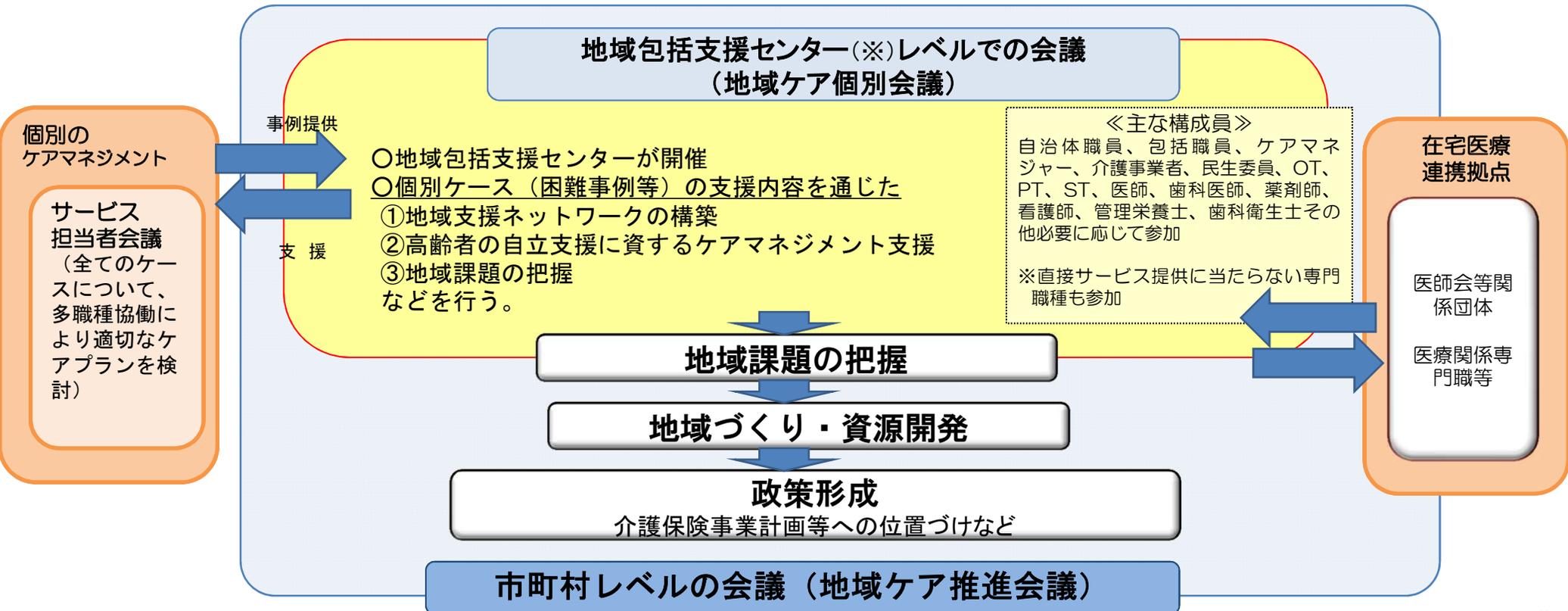
○ 事業所のケアマネが「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

○ 地域の協力医療機関等との連携により、急変時・休日夜間等も対応可能な体制を構築できる。

地域ケア会議

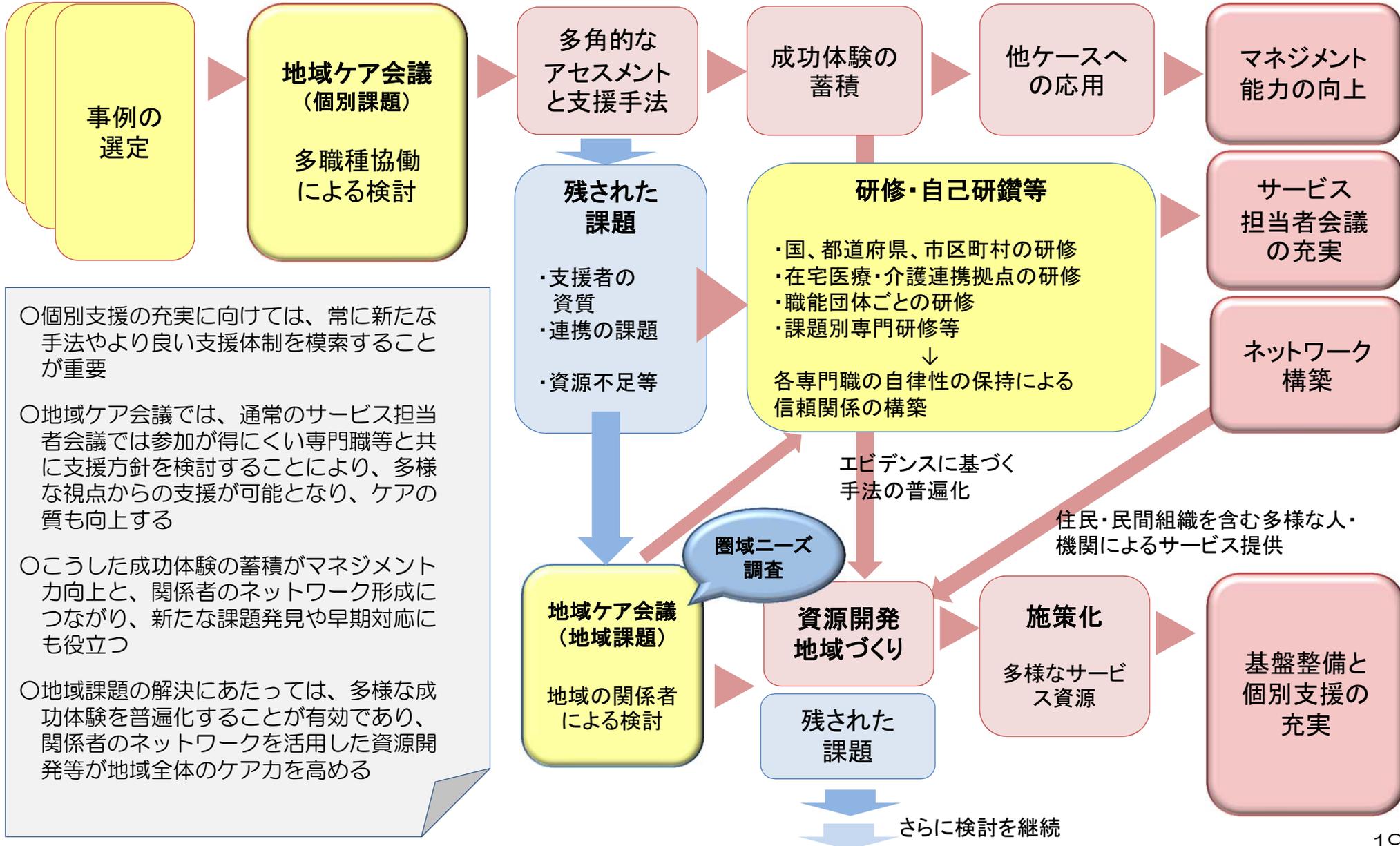
- 地域ケア会議は、
 - ・多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、
 - ・また、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域課題を発見し、
 - ・地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、地域包括ケアシステムの実現に向けたツール。
- 個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」は、市町村内の圏域単位での地域包括支援センターが開催。一方、地域づくりや政策形成等につなげる「地域ケア推進会議」は市町村レベルで開催
- 平成24年度から本格的に推進を開始。
- 平成24年6月現在、1,202保険者で実施されているが、その主催者、会議の内容、参加者等は様々であり、個別ケースの検討を基本としている会議は多くない現状にある。

※平成24年4月末現在の地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・ランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)



(参考) 地域ケア会議とその他の取組の関連性

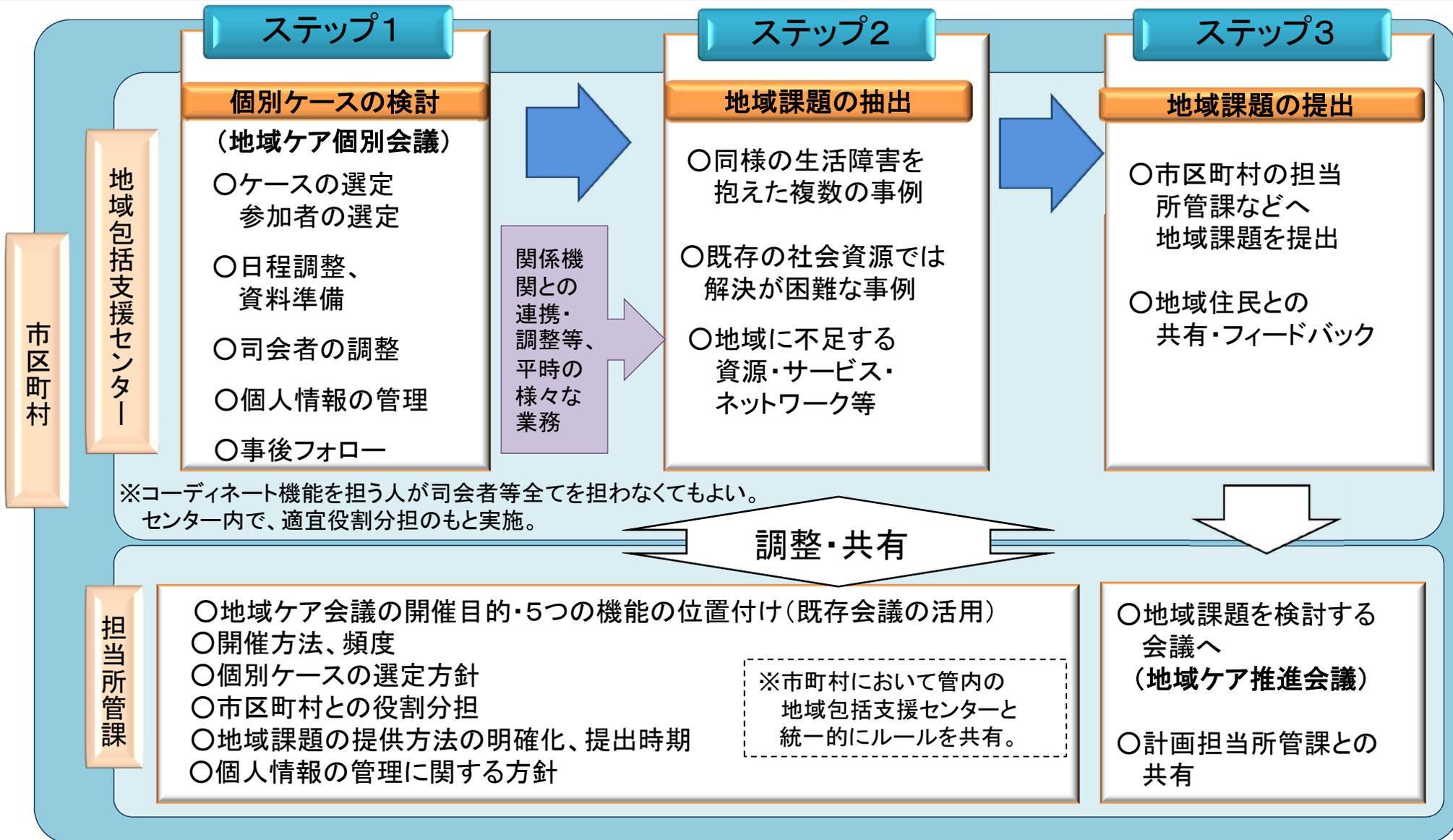
地域ケア会議は、地域包括支援センターにおける他の業務と関連づけることにより有効に機能する。



- 個別支援の充実に向けては、常に新たな手法やより良い支援体制を模索することが重要
- 地域ケア会議では、通常サービス担当者会議では参加が得にくい専門職等と共に支援方針を検討することにより、多様な視点からの支援が可能となり、ケアの質も向上する
- こうした成功体験の蓄積がマネジメント力向上と、関係者のネットワーク形成につながり、新たな課題発見や早期対応にも役立つ
- 地域課題の解決にあたっては、多様な成功体験を普遍化することが有効であり、関係者のネットワークを活用した資源開発等が地域全体のケア力を高める

〈 地域ケア会議を運営する上で求められるコーディネート機能 〉

○ 地域包括支援センターにおいては、個別ケースの検討を始点として、地域課題の抽出、地域課題の提出までの一連の流れを円滑に進めるコーディネート機能が求められる。



(参考)在宅医療の体制

退院支援

○入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護老人保健施設
短期入所サービス提供施設
在宅医療において積極的役割を担う医療機関
在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

看取り

○住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

急変

急変時の対応

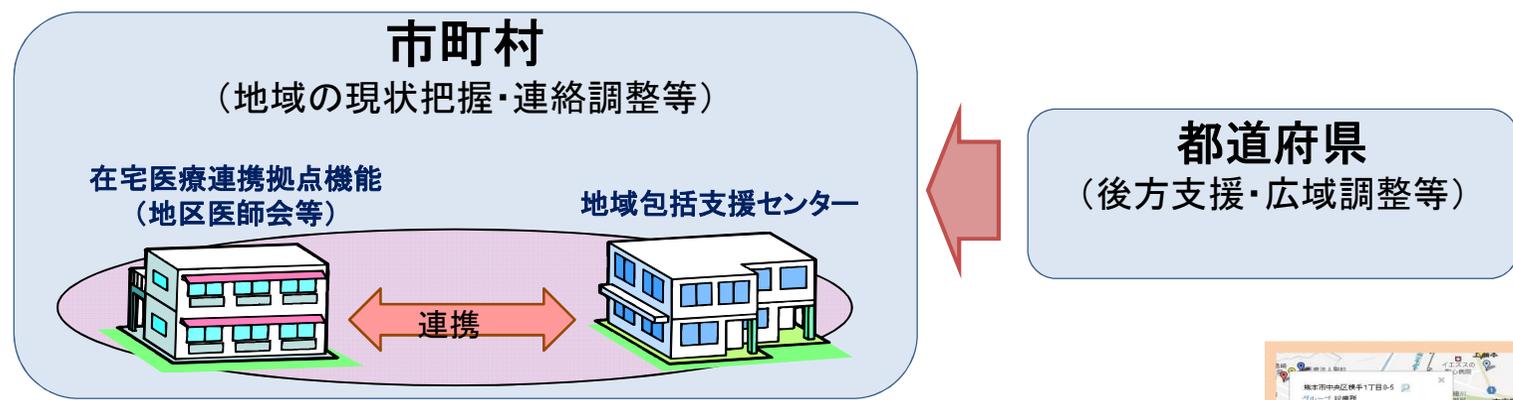
- 在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制及び入院病床の確保

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

地域支援事業の充実：在宅医療・介護の連携推進について

- 在宅医療・介護の連携推進についてはこれまでモデル事業等を実施して一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけ、全国的に取り組むことを検討。
- 具体的には、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、取り組むことを検討。



(想定される取組(例))

- ① 地域の医療・福祉資源の把握及び活用
 - ・地域の医療機関等の分布を把握し、地図又はリスト化し、関係者に配布
- ② 在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介
 - ・関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討
- ③ 在宅医療・介護連携に関する研修の実施
 - ・グループワーク等の多職種参加型の研修の実施
- ④ 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
 - ・主治医・副主治医制等のコーディネート
- ⑤ 地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業者等への支援
 - ・介護支援専門員からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応



等